

目 的

介護従事者による虐待行為は尊厳・人格を著しく傷つける人権侵害との認識をもち、高齢者虐待防止法が定める虐待行為（身体的・性的・心理的・経済的虐待及び介護世話の放棄・放置）に関する報告や相談に対し、体制を整備し的確に迅速に処理することとする。

虐待防止、虐待対応体制

1, 高齢者虐待防止・対応委員会

介護事業部長を運営責任者とする虐待防止・対応委員会（以下、委員会）を設置する。

委員は事務長、部長、課長、相談窓口責任者の事業所所長で構成する。

虐待の報告・相談があった場合は、該当の事業所所長が事実確認後、介護事業部長又は事務長に報告し、委員会を開催する。

その他、委員会は年1回以上開催し、下記事項を協議する。

- ・組織、体制問題
- ・指針、マニュアル問題
- ・職員研修
- ・自治体への連絡・報告方法
- ・再発防止策及びその評価
- ・その他高齢者虐待に関すること

2, 虐待防止・対応職員研修

研修は事業所ごとに原則年1回（認知症対応型共同生活介護事業所・介護付き有料老人ホームは年2回）と新規入職者研修時に行う。

研修目的は高齢者虐待防止に関する法令遵守、知識の習得・啓発による虐待防止の徹底とする。

虐待防止に関する法人研修、外部研修等にも参加し、利用者の権利擁護、不適切ケアの改善、提供サービスの質向上に向けて研鑽を図る

3, 虐待に係る相談・苦情解決、虐待発生時の対応

窓口に虐待等に関する相談があった場合、相談者の個人情報取り扱いに留意し、不利益が生じないよう細心の注意を払って対応する。

苦情相談時は「苦情・クレーム処理対応マニュアル」、虐待行為発生時は「高齢者虐待の疑い・発見時対応マニュアル」に沿って処理する。

苦情及び虐待行為対応の経過・結果は「苦情受付・経過記録書」に記録する。

4, 成年後見制度の利用支援

利用者、家族から相談があった場合、必要に応じて、成年後見制度の説明、相談窓口の案内等の支援を行う。

5, 閲覧に関する事項

高齢者虐待防止及び身体拘束禁止指針、規定は利用者や家族等が閲覧できるように事業所内に常設し、ホームページに公表する。

令和5年5月1日施行

令和7年4月1日改訂